



災害廃棄物発生量の現状 / あすなる広場 片付けごみ受入終了

震災により発生・処理した災害廃棄物量は、9月末時点で、片付けごみが8,205t、解体ごみが58,479t(右表)となっており、これは通常年間排出量の約23年分もの廃棄物量に相当します。すべての解体を終える頃には約96年分の災害廃棄物が発生する見込みです。

解体ごみの発生量は公費解体の加速化に伴い日々増加し、今後は毎月約21,000t近くの解体ごみが発生する見込みとなっており、船舶による海上輸送を定期的実施することとなりました。

あすなる広場仮置場に解体ごみを貯留するための十分なスペースを確保する必要があります。また、輪島・穴水クリーンセンターが稼働再開したことから、**【あすなる広場 災害片付けごみ受入】を11月末で終了します。**

【あすなる広場 災害片付けごみ受入期限】

11月30日(土) 15時まで

は見込みの数値 単位：t

	片付けごみ	解体ごみ
1月	287	0
2月	1,641	0
3月	1,347	0
4月	1,732	305
5月	1,658	3,633
6月	575	6,990
7月	378	17,658
8月	354	12,126
9月	233	17,767
10月	153	20,847
11月	101	20,899
12月	67	20,933

災害片付けごみ 処分手続きのご案内

今後の災害片付けごみの受入は、輪島・穴水クリーンセンターと山中最終処分場で行います。町民のみなさまは、環境安全課で手続きを行うことで、下記のごみを処分することができます。

当該期間中の処分費は町が負担しますが、**令和7年2月1日(土)以降は自己負担**となります。なお、通常ごみは手数料が掛かりますので、持込の際はご注意ください。

【災害片付けごみ 受入期間】12月2日(月)～令和7年1月31日(金)

注：12月31日(火)～1月3日(金)は休業日のため、受入できません。

【手続きの流れ】

- ①環境安全課の窓口で、**廃棄物処理手数料減免申請書**を発行する。
※手続きには必ず**罹災証明書**また**被災証明書(写しでも可)**が必要です。忘れずにご持参ください。
- ②発行された**廃棄物処理手数料減免申請書**を持って、各処分場にてごみ処理の手続きを行う。

可燃物

【持込先】

輪島・穴水クリーンセンター

【対象物】

粗大ごみなど

※穴水町ゴミ分別方法に準ずる

不燃物

【持込先】

山中最終処分場

【対象物】

ガラス類など

※穴水町ゴミ分別方法に準ずる

持込できない物

生ごみ・コンクリートブロック
瓦・バッテリー・農機具・農薬
塗料・タイヤ・廃油・パソコン
消火器 など

注：一度の持ち込みが多量の時には、各施設の処理能力に応じてごみの受入量を制限する場合があります。

持込先	月～金	土	日	祝日
輪島・穴水クリーンセンター	9時～16時30分	9時～12時	×	対応可 (各曜日のおとり)
山中最終処分場	8時30分～17時	×	×	×